

事務所通信

令和5年秋号

こんにちは、立川です。
いつもありがとうございます。

消費税のインボイス制度が施行されて、約1か月が経ちました。
インボイスに関しまして、お客様から多くの質問をいただいております。
代表的なものを3つ掲載します。

Q1 お客様に交通費の請求をしたいのですが、どのような売上の請求書にすればいいのでしょうか。食料品など軽減税率の対象となるものはありません。

A1 たとえば、交通費を税込み500円のご請求とします。

(業務内容などの項目)	500,000円
交通費	455円
小計	<u>500,455円</u>
消費税 10%対象	50,045円
合計請求額	<u><u>550,500円</u></u>

このような売上請求書を作成ください。

Q2 月極駐車場の契約が消費税込みで20,000円です。不動産管理会社の担当者の話では、駐車場を所有している方は個人で、インボイスの登録はしないようです。どうしたらいいのでしょうか。

A2 相手先がインボイスの登録をしていないのであれば、令和5年10月分以降の控除できる消費税は、1,454円 ($20,000円 \times 100 / 110 = 18,181円$ $18,181円 \times 10\% \times 80\% = 1,454円$) となります。

相手先がインボイスの登録をしていないと、「10%の消費税額全額が控除できない」ということになってしまいます。

経過措置として

- 1 令和5年10月1日から令和8年9月30日までは、消費税額の80%相当額は控除できる、
- 2 令和8年10月1日から令和11年9月30日までは、消費税額の50%相当額は控除できる、となります。

そして、令和11年10月1日からは、経過措置がなくなり「10%の消費税額全額が控除できない」ということとなります。

消費税の控除（正確には仕入税額控除のことです）を考えれば、そもそも月額の駐車場代を変更してもらうという方法もあると思います。

Q3 令和5年10月に、ある飲食店でお客様を接待し、その代金を当社でカード決済をしました。インボイス番号や消費税率が入っていません。飲食店に聞いて、当方で記入してしまっていていいのですか？

A3 インボイス番号は、飲食店さんに記入してもらってください。

また、消費税率か消費税額のどちらかの記載があれば問題ございません。消費税率か消費税額の記載も、飲食店さんに記入してもらってください。

決して、御社で記入しないようお願いいたします。

また、カード決済のインボイス付きの領収書と、現金で支払ったインボイス付きの領収書を、明確に区分したうえで、保管をよろしくをお願いいたします。

消費税のインボイス制度は、新しい法律で、まだ始まったばかりです。

しかし、「消費税が控除できるか、控除できないか」という現実問題になります。

まずは、仕入先・外注先からのインボイスは、絶対に注意していただき、次に本店事務所家賃など毎月発生する経費に注意していただき、あわせて交際費などの経費に注意していただきたく思います。

さて、**実質的に、令和6年1月1日から、帳簿保存に関する法律改正が完全施行されます。**

(1) **法律改正の主なものは、同日から、**

1 取引が紙ベースのものは、紙ベースで保存をする

2 取引が電子データのものは、電子データで保存をする

こととなります。

その保存の方法に、

イ 索引簿を作成するやり方

ロ 例えば、見積書、請求書、領収書などというフォルダーを作成し、PDF

ファイル名に例えば「^日20240131 ^付110,000 ^{金額}A商事 ^{取引先}」と規則性をもって保存するやり方があります。

(紙ベースのものを、電子データで保存するためには、有料のタイムスタンプなどが必要となるため、費用をかけないで行うためには、現実的ではないと考えます)

(2) 電子データの保存期間

電子データの保存期間は、原則7年間、法人で赤字の事業年度は10年間になります。これらのデータのバックアップは、お客様が定期的に行って下さいますよう、お願いいたします。

(3) 電子データとは、

- 1 売上の請求書をたとえばメール添付のPDFで送信している
 - 2 仕入・外注・経費の請求書が、メール添付のPDFで送信されている
 - 3 カード決済のカード明細書が、カード会社の所定の画面からダウンロードしている
 - 4 アマゾン、楽天で消耗品などを購入し事業の用に使った場合の領収書を、アマゾン、楽天の所定の画面からダウンロードしている
 - 5 ネット銀行を利用して、預金通帳がない場合で、ネット銀行の預金の履歴を所定の画面からダウンロードしている
 - 6 銀行振り込みをATMでなく、インターネットで行い、その履歴を所定の画面からダウンロードしている
- などを指します。

(4) 具体的な手順です。

- 1 まず、
 - イ 索引簿を作成するやり方
 - ロ 例えば、見積書、請求書、領収書などというフォルダーを作成し、PDFファイル名に「20240131 110,000A商事」と規則性をもって保存するやり方のどちらかの方法を選択くださいませ。
- 2 次に、「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」（いわゆる改ざん防止のための事務処理規程）を作成します。
(ご希望のお客様には、当事務所からワードでメール添付いたします。)
- 3 最後に、令和6年1月1日から、実際に運用をしていただきます。
「取引情報訂正・削除申請書 兼 取引情報訂正・削除完了報告書」のひな型、及び、検索簿を作成するやり方を選択されたお客様には、検索簿のひな型を、当事務所からエクセルでメール添付いたしますので、担当者におっしゃってくださいませ。

(代 表 立 川 勝 一)

■ 編集後記

先日、友人から興味深い体験をしたと連絡を受けました。

平日の早朝6時に自宅のインターホンが鳴り、警察官2名が訪問されたそうです。

訪問の理由を尋ねたところ、今年の2月に起こした車線変更の違反金6,000円を取立に来たようです。

内心、高額でもない違反金で大袈裟だと思いつつ支払おうとしたところ、警察官から、「抵抗する様子はないようですが形式上逮捕します。」と告げられ、手錠を掛けられ、腹囲を縄で巻かれ、裁判所の拘置所へ連行されたそうです。

手続き等が終了し釈放された時間は17時だったそうですが、日差しが一切なく、時計すらない息詰まりそうな部屋で、いつ事情聴取に呼ばれるかわからない状況で待ち続けた数時間は永遠のように感じられたようです。

また、逮捕時には勤め先に電話することも許されず、拘置所ではワッペンを付けられ、番号で呼ばれるなどの体験も伺いました。

このように少額な違反金であっても1年弱の滞納により、逮捕され前科がついてしまう事例もあるようですので、皆様もお気をつけくださいませ。

(六 本 木)